

# 鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務委託仕様書

## I 業務概要等

1. 業務名称 鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務
2. 履行期間 契約締結の日から令和6年12月27日まで

### 3. 業務の目的

鶴ヶ島市の小・中学校は、児童・生徒数の減少による小規模化と学校施設の老朽化が進んでいる。未来を担う子どもたちがいきいきと学び、発達段階に応じて「生きる力」を身につけるためには、集団としての教育機能が最大限に発揮される学校規模を整え、豊かな社会性を育む教育環境を整備していくことが重要である。

鶴ヶ島市教育委員会は「未来を創り出す力を育む教育の推進」を目指し、学校規模の適正化と学校施設の整備による教育環境・教育機能の向上を図り、魅力ある学校づくりを進めている。

本業務は、中学校の再編に合わせて行う学校施設の大規模改修工事に向けた設計業務であり、「(仮称) 鶴ヶ島市立西部中学校開校に向けた基本方針」及び「(仮称) 鶴ヶ島市立西部中学校の施設整備方針」(以下「基本方針等」という。)を十分に理解し、高度な専門性に基づく設計技術や合意形成能力によって、学校をはじめとする関係者等(以下「学校関係者等」)の意見を柔軟に取り入れ設計内容に反映させることを目的に実施するものである。

### 4. 支払条件

鶴ヶ島市契約条項(令和5年改正)及び上鶴ヶ島市建設工事等前金払取扱要領(令和4年改正)に基づき、契約締結時に発注者と協議の上、決定する。なお、監督員の検査後、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

### 5. 適用

本仕様書に記載されていない事項は、「埼玉県建築設計業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)」による。

なお、本仕様書又は共通仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備するよう努めること。

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。

### 6. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- a. 所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1868番地の5
- b. 敷地面積 32,343 m<sup>2</sup>
- c. 用途地域 市街化調整区域
- d. 防火地域 防火 準防火 指定なし
- e. 地区地域等 埋蔵文化財包蔵地

#### (2) 施設の条件

- a. 敷地名 鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校

b. 施設用途 中学校（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第七号第 1 類）

(3) 建築物の条件

a. 建物区分

建物区分	建築年月	構造規模			主な改修履歴				
		構造	階数	面積	耐	空	屋	ト	校
校舎⑱-1	S52.3	RC	4	2,115	○	○	○	○	○
校舎⑱-2	S53.3	RC	2	460	○	○	○		○
校舎⑱-3	S53.3	RC	4	1,021	○	○	○		○
校舎⑱-4	S54.3	RC	2	334	○	○	○		○
ボンベ庫⑳-1	S52.3	CB	1	14					
機械室㉑-1	S52.3	RC	1	81					
燃料庫㉒-1	S52.3	CB	1	7					
校舎㉓-1	S53.3	RC	2	456	○	○	○		○
校舎㉓-2	S54.3	RC	2	1,797	○	●	○	○	○
機械室㉔-1	S53.3	RC	1	62					
倉庫㉕-1	S53.3	RC	1	12					

※上記内容は「令和 5 年度公立学校施設台帳」参照による

※面積の単位は「㎡」

※改修履歴凡例

耐：耐震補強工事（○H18） 空：空調設備新設工事（○H25）（●H25・R4） 屋：屋上防水・外壁改修工事（○H26） ト：トイレ改修工事（○R2） 校：校内 LAN 環境整備工事（○R2）

b. 耐震安全性の分類 構造体 II類  
 建築非構造部材 A類  
 建築設備 乙

c. 工事種別 新築 増築 改築 解体 改修  
その他（長寿命化改良工事含む。）

d. 主な予定改修内容

(a) 校舎大規模改修（長寿命化改良事業）工事等

■建築工事一式

- ア. 内装木質化、教室ロッカー及び建具の改修、据付家具の新設
- イ. エレベーター新設
- ウ. トイレ改修
- エ. 屋上防水・外壁改修
- オ. 中性化対策等の躯体の長寿命化 など

■電気設備工事一式

- ア. 照明器具の LED 化
- イ. キュービクルの更新 など

■機械設備工事一式

- ア. 受水槽・高架水槽及び浄化槽並びに給排水設備の更新
- イ. 空調設備の更新及び新設 など

(b) 周辺環境整備工事等

■外構工事一式

- ア. 西側校門の新設

イ. 駐輪場の改修及び新設

ウ. 駐車場の改修 など

(c) その他付帯工事等

(4) 計画の条件

a. 設計方針

以下について特に配慮した計画とすること。

( [ ] 内の数字は優先順位を示す。)

■コスト縮減 [2] ■工期の短縮 [5] ■工事現場の省人化 [6]

■工事中の施設運営 [1] ■メンテナンスの容易性 [4]

■デザイン性 [3]

b. 概算工事費

約 11.5 億円 (税込)

※ 概算工事費は、校舎大規模改修、周辺環境整備及びその他付帯工事等を合わせた額とする。

c. 工事発注予定時期

令和 7 年 5 月

d. 予定工期

令和 7 年 6 月から令和 8 年 12 月まで

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事請負となることが想定されるため、鶴ヶ島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 5 年条例第 5 号)第 2 条に基づき、議会の議決に付された後に契約締結となる。

(5) 同施設関連の別発注業務

■有り □無し

a. 業務の名称

鶴ヶ島中学校グラウンド改修工事設計業務

b. 履行期間

令和 5 年 4 月 28 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

c. 予定工期

令和 6 年 5 月から令和 6 年 10 月

(6) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

■ (仮称) 鶴ヶ島市立西部中学校開校に向けた基本方針

■ (仮称) 鶴ヶ島市立西部中学校の施設整備方針

■ 鶴ヶ島中学校大規模改修工事設計業務公募型プロポーザル実施要領

## II 業務仕様

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### a. 基本設計に関する標準業務

「平成 31 年国土交通省告示第 98 号（以下「告示」という。）」別添一第 1 項第一号イに掲げるものとし、範囲は全てとする。

##### b. 実施設計に関する標準業務

告示別添一第 1 項第二号イ及び第三号に掲げるものとし、範囲は全てとする。

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

##### a. 標準業務

次に掲げる業務を参考とし、本業務の設計に必要となる業務を行うこと。

- 建築積算
- 設備積算（電気、給排水衛生、空調換気又は昇降機等）
- 日影図の作成（計画通知添付図面は含まない）
- 透視図の作成
- 模型の製作
- 模型の写真撮影
- 工期検討資料（概略工事工程表及び根拠資料）の作成
- リサイクル計画書の作成
- アスベスト含有建材の分析調査及び調査報告書の作成
- アスベスト含有建材の除去に関する所管行政部署（大気環境、廃棄物処理又は労働環境）との協議及び協議結果報告書の作成
- 既存建築物の CAD 図面の作成
- 既存施設の詳細調査及び報告書作成（改修設計に係るもの）
- 既存施設の法適合状況調査及び報告書作成（計画通知に係るもの）
- 計画通知に関する関係機関との打合せ（改修設計に係るもの）
- 計画通知図書の作成（改修設計に係るもの）
- 計画通知に関する申請手続
- 構造計算適合性判定申請手続
- 都市計画法施行規則第 60 条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続
- 中高層建築物等指導要綱等に基づく住民説明、標識看板の作成・設置・撤去、事業報告書の作成及び申請手続
- 埼玉県福祉のまちづくり条例に関する申請手続
- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する届出手続
- 埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づく申請手続
- 土壌汚染対策法に基づく協議
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請手続
- 消防法施行令第 32 条に基づく申請手続
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務（モデル建物法による省エネルギー適合判定業務は標準業務に含まれる。）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関する業務
- 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価書の作成

- 埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請手続（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む。）
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価（詳細な LCC02 を求める場合）
- 実験設備に関する検討及び資料の作成
- 電波障害対策等の資料収集、机上検討及び報告書の作成
- 内部雷保護設備に関する検討及び資料の作成
- 構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成
- 音声誘導設備に関する検討及び資料の作成
- 排水処理設備に関する検討及び資料の作成
- 雨水・排水再利用設備に関する検討及び資料の作成
- 蓄熱システムに関する検討及び資料の作成
- 設計の点検実施要領に基づく総合的なコスト縮減の検討及び資料の作成

#### b. その他業務

次に掲げる業務及びその他業務上必要となるもの、又は監督員が指示するもの

- ローリング方式の検討
- ワークショップ形式などによる学校関係者等の意見集約及び説明会の実施並びに議事録の作成
- 文部科学省の国庫補助事業である学校施設環境改善交付金の交付申請に係る資料の作成支援
- 建築主が行う関係機関による各種検査等の申請、届出代理申請手続き及び議会・検査等受検立会い
- 会計検査立会、検査に向けた準備及び資料作成に係る業務

## 2. 業務の実施

### (1) 設計条件

#### a. 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (c) 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。  
また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- (d) 設計の点検における点検時期は、設計方針の策定段階とする。点検実施日の決定のため、受注者は、設計方針の検討状況を監督員に適宜報告する。
- (e) 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ 1. (1) 一般業務の範囲で「総合」を指定されたものが行い、調整経過を監督員へ報告する。
- (f) 基本方針等に示す考え方に沿った設計とすること。
- (g) 総事業費の縮減に努めること。
- (h) 工期短縮を図る設計に努めること。
- (i) 既存図はあくまで参考とし、現地調査を十分行った上で、現地の建築の納まりや既存施設設備との整合が図られた実態に即した設計とすること。
- (j) 学校を運営しながら工事を行うため、生徒及び教職員をはじめとする学校利用者（以

下「生徒等」という。)並びに周辺住民等に対し、工事の振動・騒音に十分配慮した設計とすること。

- (k) 本業務に使用する電気・水については無償支給とする。
- (l) 本業務の実施に当たっては、円滑かつ効率的に進めるため、発注者と密接な関係を保ちつつ履行すること。また、学校関係者等と調整を図り、学校運営上支障のないよう行うこと。
- (m) 本業中の事故等については、全て受注者の責任において処理すること。なお、事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び学校関係者等並びに関係機関に報告すること。
- (n) 発注者が定めた標準設計の使用又は、類似設計を参照利用する場合、手交した標準設計図書に準拠して設計を行い、監督員の承認を得ない限り、これを変更してはならない。
- (o) 工事積算書の作成に当たっては、原則、建築積算資格者が行うものとする。ただし、監督員が承諾した場合はこの限りでない。また、用紙については、発注者が定めた書式による。
- (p) 特殊な構造で設計する場合には、あらかじめ構造計算・強度試験を行い、その費用については、本業務委託料(契約金額)の中に含むものとする。

#### **b. 検討事項**

- (a) ライフサイクルコストの比較検討は、基本設計時に行うこと。
- (b) 生徒等に対し、安全な施工を可能とするゾーニング計画、部分使用計画及び適切な工程計画を検討し、実際に施工が可能な設計内容とすること。
- (c) 設備計画については、現校舎を十分調査し、ライフサイクルコストを比較検討した上で移設、新設又は廃止等を決定すること。
- (d) 施設の計画に当たっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害(浸水、土砂災害、地震等)を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- (e) 材料や工法等の選定に当たっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- (f) 工期検討に当たっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- (g) 使用製品に関しては、事前に監督員の指示を受けるものとし、図面には、原則として製品名・会社名を記載してはならない。また、設計に当たっては、埼玉県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- (h) 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について検討し、その結果を監督員に報告すること。
- (i) 本業務に係る官公署への諸手続き等がある場合は、全て受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。

#### **c. 協議事項**

- (a) 監督員との協議により実施設計時に変更や条件を付すことがある。
- (b) 仮設計画については、安全及び周辺環境に十分配慮すること。また、計画の作成に当たっては、監督員及び学校関係者等と事前に十分協議すること。
- (c) 設計範囲の撤去建材等について、既存図等の資料からアスベスト含有の恐れがあるものは、含有していることを前提として設計するが、設計上必要だと判断される成分分析調査は受注者にて実施すること。また、アスベスト含有建材等の撤去の設計においては、所管する環境管理事務所又は労働基準監督署等の関係機関と事前に十分協議すること。なお、アスベスト含有建材の分析調査を行う場合、同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3か所以上から試料を採取すること。

- (d) 設計を進める上で必要となる最終的な教室数などは契約締結後、発注者と十分協議し、条件を明確にしてから設計を進めること。
- (e) 業務を手戻りなく、また、迅速な方針決定のもと目的を明確にして進めるため、契約締結後速やかに校舎規模や概算工事費の増減に影響する項目と論点、選択肢を提示した上で、発注者と十分協議すること。
- (f) 本業務の実施に当たって、本仕様書に記載のない事項もしくは疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上、適切に処理すること。
- (g) その他法的手続等、関係法令を遵守し、関係機関と十分協議すること。

## (2) 適用基準等

### a. 技術基準等

別紙を参考とする本業務に係る技術基準等を適用する。なお、新たな版が出た場合、基準間に相違がある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

### b. 市の他の計画等

本業務に関連する市の他の計画等は次のとおりである。これら計画等との整合性を図った設計とすること。

- (a) (仮称) 鶴ヶ島市立西部中学校の施設整備方針 (R5.2 策定)
- (b) (仮称) 鶴ヶ島市立西部中学校開校に向けた基本方針 (R4.5 策定)
- (c) 鶴ヶ島市地域防災計画 (R4.4 改訂)
- (d) 鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画 (R4.3 策定)
- (e) 鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画 (R4.3 改訂)
- (f) 第6次鶴ヶ島市総合計画(基本構想・前期基本計画) (R2.3 策定)

## (3) 提出書類

本業務に係る提出書類は次のとおりとする。ただし、監督員が承諾した場合はこの限りではない。

### a. 着手時

- (a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の3の3の規定に基づく書面
- (b) 建築士法第24条の7の規定に基づく重要事項説明書
- (c) 建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面
- (d) 委託業務着手届
- (e) 現場責任者及び技術管理者届(主任技術者届)
- (f) 業務計画書

業務計画書は、次の内容を記載する。なお、業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

- ア. 業務工程表
- イ. 作業項目別業務工程表
- ウ. 打合せ計画表
- エ. 業務実施体制
- (g) 協力設計事務所承諾願
- (h) その他業務上必要となるもの

### b. 業務中

- (a) 打合せ記録簿
- (b) その他業務上必要となるもの

### c. 完了時

- (a) 委託業務完了通知書
- (b) 委託業務受渡書
- (c) 請求書
- (d) その他業務上必要となるもの

**(4) 配置技術者の資格要件**

本業務に係る技術管理者、総括及び各主任担当者（以下「配置技術者」という。）の資格要件は次のとおりとする。ただし、技術管理者を除き、監督員が高度な専門性に基づく設計技術や合意形成能力を有すると認めた場合はこの限りではない。

また、受注者は、プロポーザル方式による手続きで提案した履行体制（配置技術者）により本業務を履行することとし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、発注者の承諾を得た上で、同等以上の技術力を備えた技術者に変更することとする。

**a. 技術管理者の資格要件**

- 一級建築士（建築士法第2条第2項）

**b. 総括及び各主任担当者の資格要件（次のいずれかの資格を有する者）**

- 一級建築士（建築士法第2条第2項）
- 建築設備士（建築士法第2条第5項）
- 構造設計一級建築士（建築士法第10条の3第4項）
- 設備設計一級建築士（建築士法第10条の3第4項）
- その他（建築積算士）による

**(5) 資料等の貸与**

貸与可能資料等一覧	摘要
■既存図 一式	
■簡易配置図及び簡易平面図 一式	JW-CAD データ
■令和5年度公立学校施設台帳 一式	PDF 及び JW-CAD データ
■耐震診断業務成果物 一式	
■本業務に関連する市の他の計画等	

貸与場所：市役所5階教育総務課

貸与時期：業務着手時

返却場所：同上

返却時期：協議による

**(6) 打合せ及び記録**

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は技術管理者が必要と認めた時
- c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時
- d. 定例打合せ（2週間に1回程度とし、協議により決定する。）

**(7) 成果物等の情報の適正な管理**

**a. 成果物等に係る措置**

次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守の上、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- ア. 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの



等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

(a) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

(b) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、(5)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

**b. 成果物等の紛失、盗難に係る措置**

成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

**c. その他適正な管理**

上記 a 及び b の規定は、契約終了後も対象とし、受注者だけに限らず協力設計事務所等に対しても対象とする。

**(8) その他、業務の履行に係る条件等**

**a. 指定部分の範囲**

指定部分の範囲	指定部分の履行期限
校舎完成イメージ図及びその課題の提出	令和6年2月29日
工事費概算書（基本）を含む及び基本設計成果物の提出	令和6年3月31日
工事費概算書（実施）の提出	令和6年9月30日
実施設計成果物の提出	令和6年10月31日
建築確認済証の提出	令和6年12月27日

**b. 成果物の提出場所**

市役所5階教育総務課

**c. 成果物の取扱い**

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

**d. 成果物及び写真の著作権の権利等**

成果物及び写真における本業務完了後の著作権は、受注者及び発注者の共有帰属とするが、発注者が既に公表している資料以外の資料を第三者に閲覧、複写、譲渡又は提供（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しようとする場合は事前に発注者の承諾を得ること。また、受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(a) 写真は、発注者が行う事務又は発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(b) 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

ア. 写真を公表すること。

イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

**e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置**

(a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (b) (a) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (c) (a) 及び (b) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

**f. 守秘義務**

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この義務は業務完了後も継続するものとする。

**g. その他業務の契約締結**

- (a) 本業務の対象となる建設工事の監理業務についても特別の事情がない限り随意契約を締結することを想定している。なお、工事監理業務の契約締結想定時期は工事契約に合わせて令和7年6月とする。
- (b) 本業務の対象となる建設工事を発注するに当たり、単価入替の必要が生じた場合は、その業務についても特別の事情がない限り随意契約を締結することを想定している。なお、設計書単価入替業務の契約締結想定時期は令和7年4月とする。

**3. 成果物、提出部数等**

**(1) 基本設計**

基本設計成果物については、次のとおりとする。提出方法及び提出部数等は監督員との協議による。

**a. 校舎大規模改修等（長寿命化）工事に関する基本設計図書**

**b. 告示別添一第1項第一号ロ（1）に掲げる成果物**

**c. 透視図**

透視図は、鳥瞰、外観及び内観パースとする。必要な面数については、監督員との協議による。

**d. 模型**

模型の縮尺は1/200とする。

**e. その他業務上必要となるもの又は監督員が指示するもの**

**(2) 実施設計**

実施設計成果物については、次のとおりとする。提出方法及び提出部数等は監督員との協議による。

**a. 校舎大規模改修等（長寿命化）工事に関する実施設計図書**

**b. 告示別添一第1項第二号ロ（1）に掲げる成果物**

工事費概算書（実施）に係る見積書等の積算根拠資料については、情報公開請求に伴う情報開示の可否を根拠資料取得時に確認し、確認結果一覧表の作成及び提出をすること。

なお、積算根拠資料は、採用単価部分をマーカーで示した物価本、カタログ又は見積書の写し、見積3者比較、歩掛補正率根拠資料（公共建築工事標準単価積算基準の写し）等の提出を含む。

**c. 透視図**

透視図は、鳥瞰、外観及び内観パースとする。必要な面数については、監督員との協議による。また、展示用として監督員の承諾後に額装して提出すること。

**d. 模型**

模型の縮尺は1/200とする。また、展示用として監督員の承諾後にアクリルケースに

入れて提出すること。

- e. 建築確認済証を含む建築確認申請図書一式
- f. その他業務上必要となるもの又は監督員が指示するもの

### (3) 成果物に係る一般事項

#### a. 設計図の追加

設計図は、適宜追加してもよい。また、建築（構造）の成果物は、建築（総合）の成果物に含めることができる。

#### b. 最終成果物の提出

最終成果物は、成果物の電子データを格納した CD-R 等での納品とし、提出部数は 1 部とする。なお、電子データの無い成果物の納品方法は、監督員との協議による。

#### c. CAD データの形式

CAD データは、jww 形式又は sfc 形式のいずれかとし、pdf 形式と合わせて提出すること。また、sfc 形式で提出する場合は、JW-CAD (<http://www.jwcad.net/>) の最新バージョンにおいて、正常に表示及び印刷できるか確認した後に提出すること。

なお、CAD データ以外の電子データの形式は、監督員との協議による。

### (4) 検査

#### a. 検査の合格

提出した成果物は、監督員の検査に合格しなければならない。

#### b. 成果物の訂正

検査の結果、監督員から指摘された事項については、速やかに訂正しなければならない。なお、成果物は、監督員による指摘に対する訂正を含め、履行期間内に最終提出を行うこと。

1. 共通	( 年 版 等 )
■〈国〉官庁施設の基本的性能基準	(令和 2 年 3 月)
■〈国〉官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(平成 27 年 3 月)
■〈国〉官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(平成 25 年 3 月)
■〈国〉官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(平成 8 年)
■〈文〉学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック	(平成 27 年 3 月改訂、平成 31 年 3 月追補)
■〈国〉官庁施設の防犯に関する基準	(平成 21 年 6 月)
■〈国〉官庁施設の環境保全性基準	(令和 3 年 3 月)
■〈県〉埼玉県環境配慮方針	(令和 5 年)
■〈県〉埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針	(令和 5 年)
■〈国〉官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(平成 18 年)
■〈県〉埼玉県福祉のまちづくり条例	(令和 5 年)
■〈県〉埼玉県公共事業景観形成指針	(平成 25 年 4 月)
■〈国〉木造計画・設計基準	(平成 29 年)
■〈国〉木造計画・設計基準の資料	(平成 29 年)
■〈県〉埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針	(令和 4 年)
■〈国〉評価方法基準 (住宅の性能に関する評価の方法の基準)	(令和 3 年 12 月)
■〈国〉公営住宅等整備基準	(平成 24 年 4 月)
■〈国〉公共住宅建設工事共通仕様書	(令和 元年)
■〈国〉公共住宅標準詳細設計図集 (第 4 版)	(平成 19 年)
■〈国〉高齢者が居住する住宅の設計に係る指針	(令和 4 年)
■〈県〉埼玉県県営住宅条例	(令和元年 12 月)
■〈県〉建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	(平成 29 年 4 月)
■〈国〉建築物解体工事共通仕様書	(平成 31 年)
■〈県〉彩の国建設リサイクル実施指針	(平成 14 年 3 月)
■〈県〉建設副産物の手引き	(令和 5 年 1 月)
■〈県〉石綿飛散防止対策マニュアル	(令和 4 年)
■〈国〉建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	(令和 3 年 3 月)
■〈国〉公共建築工事標準単価積算基準	(令和 5 年)
■〈国〉営繕工事積算チェックマニュアル	(令和 5 年)
■〈県〉埼玉県建築工事積算基準	(令和 5 年 5 月)
■〈県〉埼玉県建築工事共通費積算基準	(令和 5 年 5 月)
■〈県〉埼玉県電子納品運用ガイドライン	(平成 19 年 12 月)
■〈国〉官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン	(令和 5 年)
■〈国〉官庁営繕事業における BIM 活用実施要領	(令和 5 年)
■〈国〉BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案)	(令和 4 年)
■〈県〉設計の点検実施要領	(平成 23 年 4 月)
■〈文〉中学校施設整備指針	(令和 4 年 6 月)
2. 建築	( 年 版 等 )
■〈国〉建築設計基準	(令和 元年)
■〈国〉建築設計基準の資料	(令和 元年)
■〈国〉建築構造設計基準	(令和 3 年)

■〈国〉建築構造設計基準の資料	(令和3年)
■〈国〉構内舗装・排水設計基準	(平成27年)
■〈国〉構内舗装・排水設計基準の資料	(平成27年)
■〈国〉建築工事設計図書作成基準	(令和2年)
■〈国〉建築工事設計図書作成基準の資料	(令和2年)
■〈国〉建築工事標準詳細図	(令和4年)
■〈国〉敷地調査共通仕様書	(令和4年)
■〈県〉埼玉県建築工事特別共通仕様書	(令和5年)
■〈国〉建築工事監理指針	(令和元年)
■〈国〉建築改修工事監理指針	(令和元年)

### 3. 建築積算

(年版等)

■〈国〉公共建築数量積算基準	(令和5年)
■〈国〉公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(令和5年)
■〈国〉公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(令和5年)
■〈国〉公共住宅建築工事積算基準	(令和元年)

### 4. 設備

(年版等)

■〈国〉建築設備計画基準	(令和3年)
■〈国〉建築設備設計基準	(令和3年)
■〈国〉建築設備工事設計図書作成基準	(令和3年)
■〈国〉雨水利用・排水再利用設備計画基準	(平成28年)
■〈国〉公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(平成31年)
■〈国〉公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(平成31年)
■〈県〉埼玉県電気設備工事特別共通仕様書	(令和5年)
■〈県〉埼玉県機械設備工事特別共通仕様書	(令和5年)
■〈国〉電気設備工事監理指針	(令和元年)
■〈国〉機械設備工事監理指針	(令和元年)
■〈他〉建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)	(2014年)
■〈他〉建築設備設計計算書作成の手引((一社)公共建築協会)	(令和3年)
■〈国〉空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン	(平成22年度)
■〈県〉設備設計の留意事項(埼玉県都市整備部設備課)	(令和4年12月)
■〈他〉給排水衛生設備規準((公財)空気調和・衛生工学会)	(2019年)
■〈他〉劇場等演出空間電気設備指針2014((一社)電気設備学会)	(2014年)

### 5. 設備積算

(年版等)

■〈国〉公共建築設備数量積算基準	(令和5年)
■〈国〉公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(令和5年)
■〈国〉公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	(令和5年)
■〈国〉公共住宅電気設備工事積算基準	(令和元年)
■〈国〉公共住宅機械設備工事積算基準	(令和元年)